

りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託 / インデックス型 (TOPIX 連動型)

目論見書

2004年11月

設定・運用は

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



ASSET MANAGEMENT

当ファンドは、主としての値動きのあるマザーファンドに投資します。マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成16年10月15日に関東財務局長に提出しており、また、同法7条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成16年10月22日に関東財務局長に提出し、平成16年10月31日にその届出の効力が生じております。

有価証券届出書提出日……………平成16年10月15日

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称…………りそな・TOPIXオープン

募集内国投資信託受益証券の金額……………当初募集額：100億円を上限とします。
……………継続募集額：3,000億円を上限とします。

発行者名……………ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名……………代表取締役社長 右近徳雄

本店の所在の場所……………東京都中央区日本橋兜町5番1号

縦覧に供する場所……………該当事項はありません。

目論見書の概要

りそな・TOPIXオープン

商品分類	追加型株式投資信託 / インデックス型 (TOPIX連動型)
運用の基本方針	東証株価指数 (TOPIX) と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
ベンチマーク	東証株価指数 (TOPIX)
ファンドのリスク	主として、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券への投資を通して、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信託期間	2004年11月19日から無期限
決算日	年1回決算、原則11月19日(休日の場合は翌営業日)
分配方針	毎決算時に原則として収益の分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
お申込日	毎営業日お申込みできます。 (午後3時まで。わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで)*
お申込価額	取得申込受付日の基準価額(ただし当初1口=1円)とします。
お申込単位	自動けいぞく投資コース: 1万円以上1円単位 一般コース: 1万口以上1万口単位
お申込手数料	取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じた額に、2.1%(税抜き2.0%)を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じた額とします。
途中解約	毎営業日お申込みできます。 (午後3時まで。わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで)* 解約代金の受取りは、解約申込受付日から起算して5営業日目からとなります。
解約価額	解約申込受付日の基準価額
解約単位	自動けいぞく投資コース: 1口単位 一般コース: 1万口単位
信託報酬	純資産総額に対して年率0.63%(税抜き0.60%)を乗じた額とします。 委託会社 0.210%(税抜き0.200%) 販売会社 0.315%(税抜き0.300%) 受託会社 0.105%(税抜き0.100%)

* 上記所定の時間までにお申込みが行なわれ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

この概要は目論見書の内容を概要としてまとめたものです。ご投資家の皆様におかれましては、目論見書本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	6
3 投資リスク	14
4 手数料等及び税金	16
5 運用状況	19
6 管理及び運営	20
第2 ファンドの経理状況	27
第3 その他	27
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	28
約款	（巻末）

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・TOPIXオープン(以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の無記名式受益証券です(以下「受益証券」といいます。)。ただし、ご希望により記名式に変更、または、記名式から無記名式への変更を行なうことができます。また、当ファンドは格付けを取得しておりません。

(3) 発行数

当初募集期間：平成16年11月1日から平成16年11月18日まで
100億口を上限とします。

継続募集期間：平成16年11月19日から平成18年2月20日まで

発行価額の総額(受益証券1口当りの各発行価格に、各発行口数を乗じた金額の累計額)が、3,000億円となる口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

当初募集期間

100億円を上限とします。

継続募集期間

3,000億円を上限とします。

(5) 発行価格

当初募集期間

1口当り1円

継続募集期間

取得申込受付日の基準価額*とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの)とします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。)あるいは販売会社(お申込み窓口等)にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊(当ファンドは「S Gアセット」欄で「TOPIX」と表示されます。)に掲載されます。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した1口当りの純資産価額をいいます(ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。)。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

(6) 申込手数料

お申込手数料(1万口当り)は、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額とします。なお、有価証券届出書提出日現在、この申込手数料率の上限は2.1%(税抜き2.0%)となっております。

当初募集期間の場合は 10,000 円に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額となります。

申込手数料には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）でもご照会いただけます。

(7) 申込単位

自動けいぞく投資コース

1万円以上1円単位です。

取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に申込手数料及びこれにかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

「定期引出コース」を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出コース」を選択することができます。

一般コース

1万口以上1万口単位です。

販売会社毎の取扱いコース等については、各販売会社にご確認ください。

また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）でもご照会いただけます。

(8) 申込期間

当初募集期間：平成 16 年 11 月 1 日から平成 16 年 11 月 18 日まで

継続募集期間：平成 16 年 11 月 19 日から平成 18 年 2 月 20 日まで

継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）

販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(10) 払込期日

当初募集期間

受益証券の取得申込者は、当初募集期間中に取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

当初募集にかかる発行価額の総額は、ファンドの設定日（平成 16 年 11 月 19 日）に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続募集期間

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の口座

を經由して、受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(11) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(9) 申込取扱場所」と同一です。

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法等

- 1) 受益証券の取得申込に際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受け取る「定期引出コース」を選択することもできます。
「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。
「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。
「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。
- 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行なう「定時定額購入取引（積立て）」につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 4) 原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに取得申込みが行なわれ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

取得申込受付の中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、ファンドの取得申込みの受付を中止することがあります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

委託会社のお問合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時
（わが国の証券取引所の半休日は午前 9 時から正午）

U R L <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

東証株価指数（TOPIX）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の株価を、それぞれの上場株式数で加重平均した指数で、東京証券取引所が発表しています。具体的には昭和43年1月4日の東証一部上場全銘柄の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

- * TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- * 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- * 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- * 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- * 「りそな・TOPIXオープン」は、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、「りそな・TOPIXオープン」の基準価額とTOPIXの間に乖離が発生することがあります。
- * 「りそな・TOPIXオープン」は、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- * 株式会社東京証券取引所は、「りそな・TOPIXオープン」の購入者又は公衆に対し、「りそな・TOPIXオープン」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- * 株式会社東京証券取引所は、当社又は「りそな・TOPIXオープン」の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- * 以上に限らず、株式会社東京証券取引所は「りそな・TOPIXオープン」の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

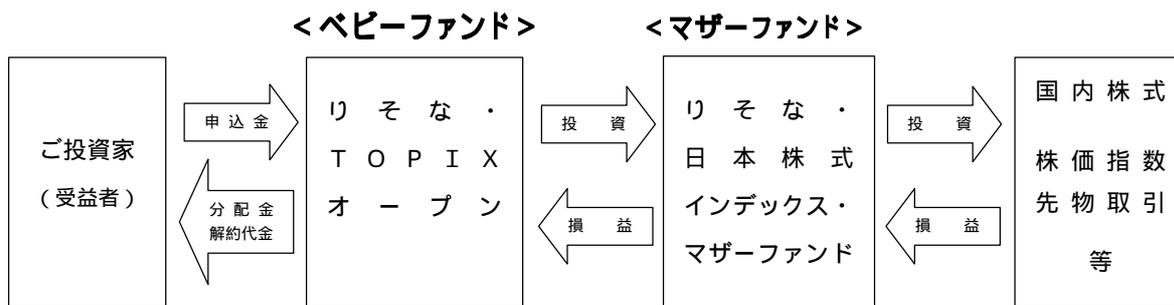
ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・インデックス型（TOPIX連動型）*に属します。

- * 「インデックス型（TOPIX連動型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「投資信託約款上株式への投資制限を設けず、TOPIXに連動する成果を目指すもの」として分類されるファンドです。

ファンドの特色

- 1) 「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。
- 2) 当ファンドは、「マザーファンド方式」により運用を行ないます。「マザーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行なう仕組みです。



信託の目的、金額および追加信託の限度額（約款第3条）

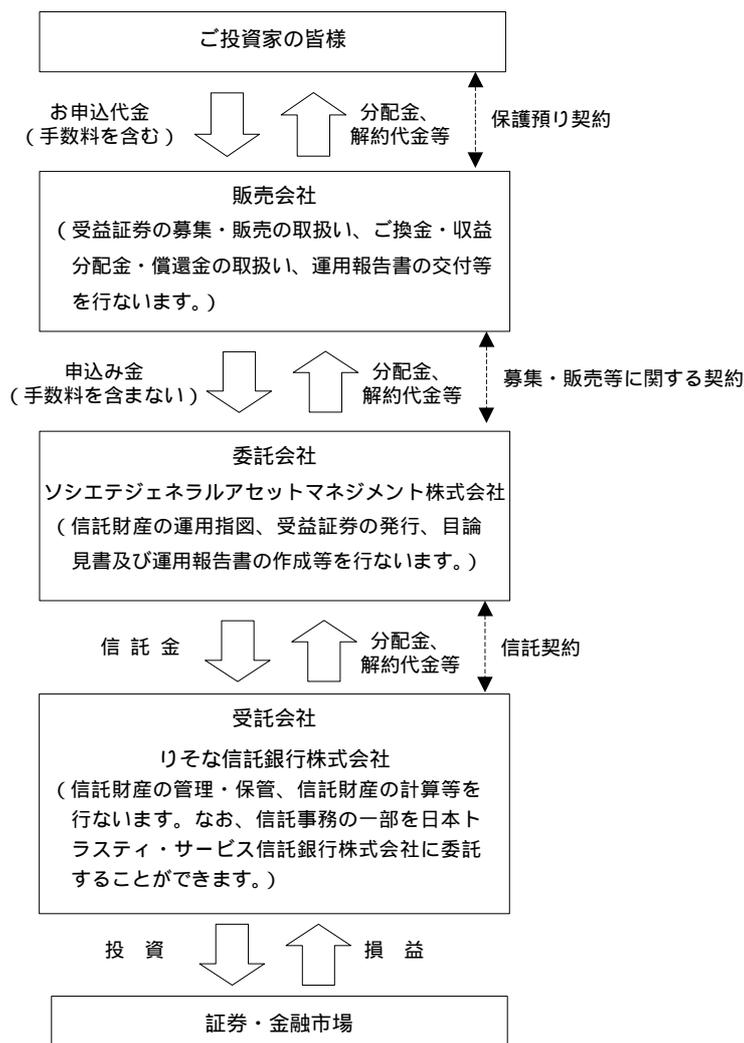
- 1) 委託会社は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託会社はこれを引受けます。
- 2) 委託会社は、受託会社と合意のうえ金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。
- 3) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、前記 2)の限度額を変更することができます。

(2) ファンドの沿革

平成 16 年 11 月 19 日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

(3) ファンドの仕組み

委託会社及びファンドの関係法人



委託会社の概況

- 1)名称 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
- 2)住所 東京都中央区日本橋兜町5番1号
- 3)資本金 平成16年9月末日現在：12億円
- 4)会社の沿革
- | | |
|-------------|---|
| 昭和46年11月22日 | 山一投資コンサルティング株式会社設立 |
| 昭和55年1月4日 | 山一投資顧問株式会社へ社名変更 |
| 平成10年1月28日 | ソシエテジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる |
| 平成10年4月1日 | る |
| 平成10年11月30日 | エスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 |
| 平成16年8月1日 | 証券投資信託委託会社の免許取得
りそなアセットマネジメント株式会社と合併及びソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 |

5)大株主の状況

平成16年9月末日現在

名称	住所	所有株式数	持株比率
ソシエテジェネラル投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100.0%

2 投資方針

(1)投資方針

運用方針

東証株価指数（TOPIX）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

投資態度

- 1)主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券に投資し、東証株価指数（TOPIX）と連動する*投資成果を目標として運用を行ないます。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

*TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標としますが、基準価額と同指数との間に乖離が発生することがあります（詳しくは、「3.投資リスク (1)ファンドのリスク 主なリスク 5) 価格乖離リスク」をご参照下さい。)

- 2)運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、当該先物取引等を活用することがあります。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3)株式の組入比率は原則として高位に保ちます。マザーファンドを通じて投資する現物株式と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則として100%程度とします。
- 4)株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。
- 6)組入対象銘柄は、マザーファンドにおける組入銘柄を含め、主として東京証券取引所第一部上場株式としますが、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても投資を行なわない場合があります。

運用の形態

「マザーファンド方式」で運用を行いません。当ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行いません。

(2)投資対象

主な投資対象

「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第 19 条）

投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1.有価証券
- 2.有価証券指数等先物取引にかかる権利
- 3.有価証券オプション取引にかかる権利
- 4.外国市場証券先物取引にかかる権利
- 5.金銭債権
- 6.約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）
- 7.金融先物取引等にかかる権利
- 8.金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条第 6 号で定める「スワップ取引」に限ります。）にかかる権利
- 9.金銭を信託する信託（信託財産を主として前記 1.から 8.に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）の受益権

2)次に掲げる特定資産以外の資産

- 1.外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
- 2.為替手形

運用の指図範囲（約款第 20 条第 1 項）

委託会社は、信託金を「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号で定めるものをいいます。）
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
- 7.コマーシャル・ペーパー
- 8.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 9.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記 1.から 8.の証券または

証券の性質を有するもの

10.貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

11.外国法人に対する権利で前記10.の権利の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証券ならびに9.の証券または証券のうち1.の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに9.の証券のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第20条第2項）

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第20条第3項）

(3)運用体制

投資戦略の決定

投資情報会議において、マクロ環境見通し・資産別市場見通しを決定し、それを基に、運用戦略会議および資産配分決定会議において、ファンドの投資戦略および資産配分戦略を決定します。

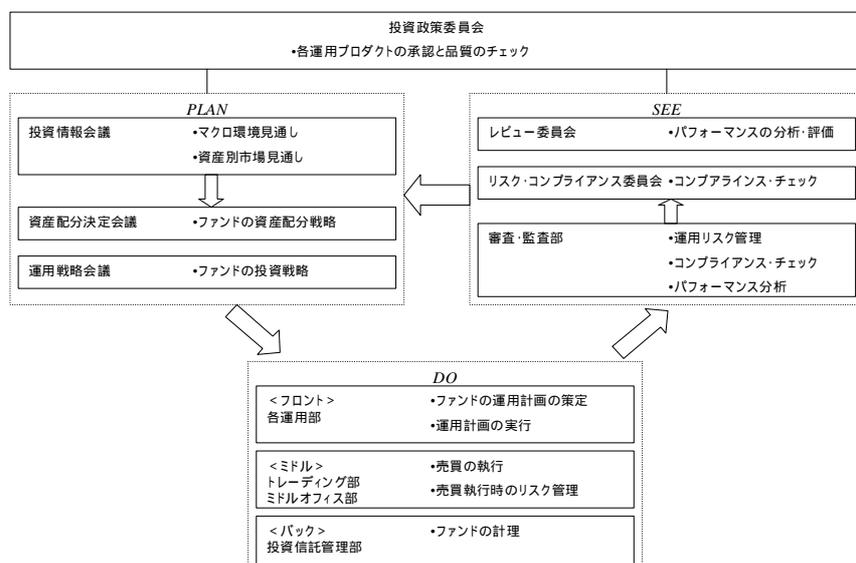
投資戦略に基づく運用の実行

各運用部は、運用戦略会議の決定に基づき、ファンドの運用計画を策定、実行します。

運用結果の評価

レビュー委員会において、ファンドの運用状況の分析・評価を行ない、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス・チェックを行ないます。

また投資政策委員会が運用プロダクトの承認と品質のチェックを行なう形で、運用全体の最終責任を負っています。



* 委託会社の運用体制は平成16年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

収益の分配（約款「運用の基本方針」、約款第 42 条）

毎決算時（毎年 11 月 19 日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益*および売買益*（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については運用の基本方針に基づき運用を行いません。

* 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額。以下同じ。）信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

* 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 投資制限

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券等への投資制限（約款第 20 条第 4、5 項）

1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図を行いません。

2) 前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資は行ないません。

投資する株式等の範囲（約款第 22 条）

1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当に

より取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 2)前記 1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

同一銘柄の株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第 23 条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行ないません。
- 2)前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第 24 条）

- 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号に定めのあるもの（以下「転換社債等」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行ないません。
- 2)前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲（約款第 25 条）

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことを指図できます。
- 2)前記 1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号に定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記 5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第 26 条）

1)委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所における、わが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

2)委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に関するこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。

スワップ取引の運用指図（約款第 27 条）

1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことを指図できます。

2)スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3)スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

4)前記 3)においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。

5)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。

6)委託会社は、スワップ取引を行なうにあたって必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 28 条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図ができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

2)前記 1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。

3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行ないます。

資金の借入れ（約款第 35 条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を

目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

デリバティブ評価損の制限(「投資信託および投資法人に関する法律施行規則」第27条第1項第5号)

委託会社は、信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が次の1)および2)に掲げる額(これらの取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により、評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに3)および4)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当ファンドの信託財産において有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図いたしません。

- 1)当ファンドの信託財産に発生した先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定で発生したものを除きます。)
- 2)当ファンドの信託財産における有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち、売付約定における原証券等の時価とその行使価格との差額であってそのオプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額からそのオプションの帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- 3)当ファンドの信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書の時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- 4)当ファンドの信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書の時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第16条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図いたしません。

(参考)「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

(1)運用方針

東証株価指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行いません。

(2)投資態度

主として東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行いません。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

前記、について、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。

なお、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行なうことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行なうことができます。

(3)主な投資対象

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(4)主な投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。

マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。当ファンドの受益証券への投資には、マザーファンド受益証券の価格変動に伴うリスクがあります。したがって、当ファンドは元本および収益の確保が保証されている商品ではありません。委託会社の指図に基づきファンドに生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

主なリスク

ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行ない当該先物指数が下落した場合や、売建てを行ない当該先物指数が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。

3) 信用リスク

公社債およびコマーシャルペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合もしくは株式の発行会社に倒産や財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し（ゼロになる場合もあります。）ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

4) 流動性リスク

ファンドへの急激かつ大量の解約により、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

5) 価格乖離リスク

ファンドは、東証株価指数（TOPIX）に連動する投資成果を目指して運用を行ないませんが、次の理由により基準価額が東証株価指数（TOPIX）と乖離する場合があります。

1. 東証株価指数（TOPIX）の構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除、マザーファンドの信託財産留保額による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響

6.株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が 10 億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2)解約の中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

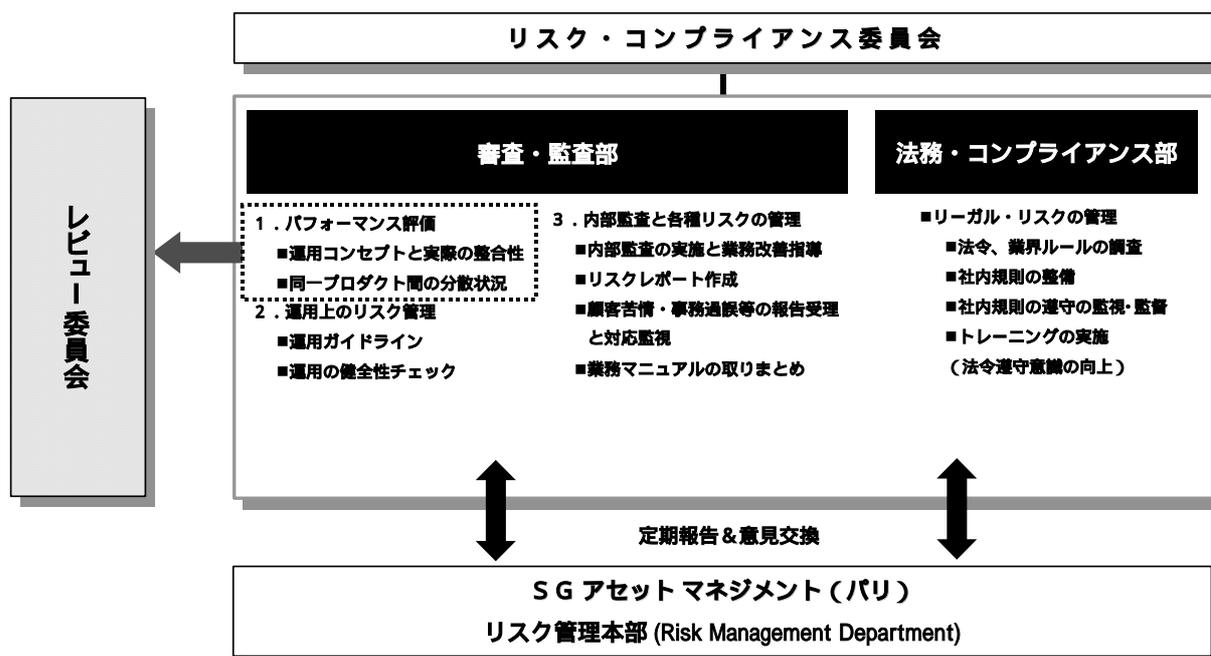
3)同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの影響

当ファンドは、「マザーファンド方式」で運用を行なうため、当ファンドと同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの大口解約等により、マザーファンドに大量の売買が発生した場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



* 委託会社のリスク管理体制は、平成 16 年 9 月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

お申込手数料（1 万口当り）は、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額とします。なお、有価証券届出書提出日現在、その申込手数料率の上限は 2.1%（税抜き 2.0%）となっております。

当初募集期間の場合は 10,000 円に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額となります。

申込手数料には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「フリーダイヤル 0120 - 498-104」）でもご照会いただけます。

(2) 換金（解約）手数料

換金手数料はございません。

(3) 信託報酬等

信託報酬等の額（約款第 41 条）

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.63%（税抜き 0.60%）を乗じた額とします。

（内訳は以下の通りとなります。）

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.21% （税抜き 0.20%）	年率 0.315% （税抜き 0.30%）	年率 0.105% （税抜き 0.10%）

2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

信託事務等の諸費用（約款第 40 条）

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じた額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

その他の費用

1) ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合等の費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が

負担します。

2)信託財産において資金借入れを行なった場合、借入金の利息は、信託財産の中から支払います。

(5)課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

1)個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありませんが、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。

2)買取請求時の 1 口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*。買取差益は、譲渡所得として10%（所得税 7%および地方税 3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率は、平成 20 年 1 月 1 日から、20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の 1 口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の 7%）を差し引いた金額となります。

3)一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行なうことにより 3 年の繰越控除が認められます。

法人の受益者に対する課税

1)法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、上記の7%（所得税）の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から 15%（所得税）となります。

2)買取請求時の 1 口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の 1 口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の 7%）を差し引いた金額となります。

個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - 2)受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行なう都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - 3)ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
 - 4)受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金*を控除した額が、その後の個別元本となります。
- *「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、2)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

5 運用状況

当ファンドは、平成 16 年 11 月 19 日より運用を開始する予定のため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(1)投資状況

該当事項はありません。

(2)運用実績

該当事項はありません。

(3)設定及び解約の実績

該当事項はありません。

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1) 基準価額の計算方法

受益証券 1 口当りの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。）

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券は除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（約款第 8 条第 2 項）

2) 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社*または販売会社にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「SGアセット」欄で「TOPIX」と表示されます。）に掲載されます。

* ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-498-104、ホームページアドレス <http://www.sgam.co.jp/>

3) 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じた額とします。（約款第 8 条第 1 項）

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等 に応じて計算されるものとします。（約款第 43 条第 7 項）

* 「収益調整金」とは、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

申込（販売）手続等

1) ファンドを取得される際には、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込み下さい。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までに行なわれ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

3) 受益証券のお申込単位は受益証券のお申込単位は 1 万口以上 1 万口単位です。ただし、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの）とします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ申込者（「自動けいぞく投資コース」）に限り、申込代金（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額を含みます。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位で取得の申込みを行なうことができます（「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。）。なお、定時定額購入取引を

申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行ないます。

- 4)取得価額は、当初募集期間中は1口当たり1円とし、継続募集期間中は取得申込受付日の基準価額とします。受渡代金は、取得申込受付日の基準価額（当初募集期間中は1円）に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額を加えた額となります。
- 5)前記 1)にかかわらず、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、ファンドの取得申込の受付を中止することができます。
- 6)前記 4)にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

換金（解約）手続等（約款第43条第5、6項、第46条）

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- 1)解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、保有する受益証券につき、委託会社に1万口単位（「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までに行なわれ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。
- 2)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- 3)委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 4)一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- 5)解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当りの手取り額は、解約請求受付日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本*を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。詳しくは「4.手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳細は「4.手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

- 6)委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- 7)一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記 4)の規定に準じて計算された価額とします。
- 8)解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- 9)信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

保管

- 1)受益者は保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預

りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合、受益証券はすべて保護預りとします。

2)保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において保管されます。

- ・委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の喪失した場合の規定を準用します。
- ・委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(約款第 15 条～第 18 条)

信託期間(約款第 4 条)

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「その他 1)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

計算期間(約款第 38 条)

- 1)ファンドの計算期間は、毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 11 月 21 日までとします。
- 2)各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

その他

1)信託の終了(約款第 47 条、第 48 条第 1 項、第 49 条、第 51 条)

- 1.委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2.委託会社は、前記 1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3.前記 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前記 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1.の信託契約の解約を行いません。
- 5.委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6.前記 3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合

であって、前記 3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

- 7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - 8.委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
 - 9.受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。
- 2)信託約款の変更（約款第 48 条第 2 項、第 52 条）
- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - 2.委託会社は、前記 1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行ないません。
 - 3.前記 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - 4.前記 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1.の信託約款の変更をしません。
 - 5.委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。
 - 6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1.～5.までの規定にしたがいます。
- 3)反対者の買取請求権（約款第 53 条）
- 信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「1)信託の終了 3.」または「2)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- 4)委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い（約款第 50 条）
- 1.委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
 - 2.委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。
- 5)受託会社の辞任に伴う取扱い（約款第 51 条）
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「2)信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社

を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6)運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎に有価証券報告書、各計算期間開始後6ヵ月後に半期報告書を作成します。また、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に対して交付します。

7)ファンド資産の保管（約款第29～32条）

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

8)一部解約の請求および有価証券の売却等の指図（約款第33条）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等の指図ができます。

9)再投資の指図（約款第34条）

委託会社は、前項8)の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

10)受託会社による資金の立替え（約款第37条）

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
3. 前記1.および2.の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

11)受益証券の発行および種類（約款第10条）

1. 委託会社は、分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は収益分配金交付票付の無記名式とします。
2. 委託会社が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券及び1億口券の5種類とします。
3. 保護預り契約および別に定める契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、前記2.に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

12)受益証券の発行についての受託会社の認証（約款第11条）

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。その認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

13) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容（約款第7条、第9条）

1. 委託会社は、当初設定における受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

14) 受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続、記名式受益証券譲渡の対抗要件（約款第13条、第14条）

1. 委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
2. 記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
3. 名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。
4. 記名式の受益証券の譲渡は、前記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

15) 信託財産に関する報告（約款第39条）

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

16) 公告（約款第54条）

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

17) 信託約款に関する疑義の取扱い（約款第55条）

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

18) 信託事務処理の再信託（約款第2条）

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

19) 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

(2) 受益者の権利等

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。（約款第6条）
受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付し

ます。委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。(約款第44条)

収益分配金に対する請求権(約款第43条第1、2、3、6項)

- 1)受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2)収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- 3)前記2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行いません。ただし、信託の一部解約が行なわれた場合に、その受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記2)の規定に準じて受益者に支払います。
- 4)前記3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「定期引出コース」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5)前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金に対する請求権(約款第43条第4、6項)

- 1)受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2)償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- 3)償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

換金に関する請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「6.管理及び運営(1)資産管理等の概要換金手続等」をご参照ください。

記名式受益証券の場合の権利行使(約款第43条第8、9項)

- 1)記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺するものとします。
- 2)委託会社は、前記1)により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

収益分配金および償還金の時効(約款第45条)

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第2 ファンドの経理状況

当ファンドは、平成16年11月19日より運用を開始する予定のため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

1 財務諸表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

第3 その他

- (1)目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地、ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙裏に、当ファンドにおける留意事項（価額変動リスク、権利行使・契約解除期間の制限、元本欠損の可能性）等を記載することがあります。
- (3)目論見書の冒頭部分に届出書本文「第一部 証券情報」ならびに「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として記載することがあります。
- (4)目論見書に用語集、信託約款等を添付することがあります。
- (5)要約目論見書を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第2号に基づく同条同項第1号口に規定する書類として、使用することがあります。

当要約目論見書は、パンフレット、チラシ、ポスター、ダイレクトメール（ハガキ、封書用）として使用されるほか、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。

当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマークを付加して使用することがあります。

ファンドの運用実績、運用状況に関する以下の情報等について、数値、グラフ、表、文章で表示することがあります（データは日次、週次、月次等で表示し、適時更新します。）。

- ・基準価額、分配金、利回り、純資産の推移等

- ・業種・セクター別、市場別、国別、格付別、残存年限別、銘柄ごとの組入比率および組入額等

上記に関連して、ファンドのベンチマークに関する情報を併せて記載することがあります。

ファンドマネージャーに関する情報（氏名、写真、略歴等）およびそのコメントを記載することがあります。

上記に加えて、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

- ・投資信託は、預金ではありません。

- ・投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、元本および収益分配金が保証されているものではありません。

- ・投資信託の運用による損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。

投信評価会社、投信評価機関等による評価を取得、使用することがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド受益証券の名義書換

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式への変更または記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行なうことができます。

名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求がある時は、取扱販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

追加型証券投資信託

りそな・TOPIXオープン

約款

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

【運用の基本方針】

第 21 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

(2)投資態度

1. 主として、りそな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券に投資し、東証株価指数（TOPIX）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
2. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
3. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
4. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

【運用制限】

- (1)株式の実質投資割合には制限を設けません。
- (2)外貨建資産への投資は行いません。
- (3)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4)同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- (5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (7)有価証券先物取引等は、第 26 条の範囲で行います。
- (8)スワップ取引は、第 27 条の範囲で行います。

【収益分配方針】

毎決算時（毎年 1 回、原則として 11 月 19 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(3)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 りそな・TOPIXオープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項または第51条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券は除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券および1億口券の5種類とします。

保護預り契約および自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの）とします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍

の口数を表示した受益証券とすることができます。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第 11 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位および価額】

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対して 1 万口以上 1 万口単位をもって取得の申込みに応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前項の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第 38 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第 13 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続きは、第 38 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第 14 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第 15 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第 17 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第 18 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第 19 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

- ロ．有価証券指数等先物取引にかかる権利
- ハ．有価証券オプション取引にかかる権利
- ニ．外国市場証券先物取引にかかる権利
- ホ．金銭債権
- ヘ．約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- ト．金融先物取引等にかかる権利
- チ．金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。）にかかる権利
- リ．金銭を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）の受益権
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - ロ．為替手形

【運用の指図範囲】

第20条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるりそな・日本株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。）
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6．特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
 - 7．コマーシャル・ペーパー
 - 8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9．外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 10．貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
 - 11．外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第9号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第9号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第 22 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第 23 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるもの（以下「転換社債等」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第 26 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り

ではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

【保管業務の委任】

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 30 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 31 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第 32 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第 33 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 34 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる

場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成16年11月19日から平成17年11月21日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額

(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じたものとします。ただし、第 46 条第 3 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みを中止することを申し出た場合においては、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 44 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 43 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 43 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 43 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第 46 条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【信託契約の解約】

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第49条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする

旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年11月19日

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

約 款

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

【運用の基本方針】

約款第 13 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- 1．主として東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2．運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3．株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 4．ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。

【運用制限】

- (1)株式への投資割合には制限を設けません。
- (2)外貨建資産への投資は行いません。
- (3)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4)同一銘柄の株式への投資割合については、制限をもうけません。
- (5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (7)有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行ないます。
- (8)スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行ないます。

親投資信託
りそな・日本株式インデックス・マザーファンド 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金48億7,600万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
委託者は、受託者と合意のうえ金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第37条第2項、第40条第1項、第41条第1項または第43条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については48億7,600万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行う前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託を行う前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第 11 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 金銭債権
 - ヘ. 約束手形（証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。）
 - ト. 金融先物取引等にかかる権利
 - チ. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条第 6 号で定める「スワップ取引」に限ります。）にかかる権利
 - リ. 金銭を信託する信託（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
 - ロ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第 12 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号で定めるものをいいます。）
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 9 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 9 号の証券のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引

所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第 18 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

【保管業務の委任】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第22条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第24条 （削除）

【信託財産の表示および記録の省略】

第25条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、毎年5月20日から翌年5月19日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年8月1日から平成14年5月19日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の前営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第 32 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第 33 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第 34 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第 35 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【信託の一部解約】

第 36 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う前営業日の純資産総額を一部解約を行う前営業日の受益権総口数で除した金額から、当該金額に 0.1% の率を乗じた額を信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第 37 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責】

第 38 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第 39 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第41条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第42条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第45条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第48条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 8 月 1 日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託者 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
りそな信託銀行株式会社

【付表】

- ・この証券投資信託の受託者は、平成 14 年 9 月 9 日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和銀信託銀行株式会社に変更しております。(大和銀信託銀行株式会社は、平成 14 年 10 月 15 日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。)

